

(1) 事業の 趣旨・概要	・ 受給者(家族を含む。)に事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等を通知することにより、受給者や事業者に対し、適切なサービスの利用と提供を普及啓発するとともに、自ら受けているサービスを改めて確認し、適正な請求に向けた抑制効果を上げる。 ・ 市町は、受給者が通知内容を理解できるようにするための工夫、事業者の協力と理解を求めるための工夫など、単に通知を送付するだけでなく、効果が上がる実施方法を検討する。(発送時期・頻度、広報の仕方、介護支援専門員その他事業者との連携等) ・ 通知後の受給者等からの問合せ等を把握し、より効果の上がる実施方法の検討の参考にする。
---------------------	--

(2) 実施の 内容・方法	実施有無		有	(実施「無」の場合、以降は記載不要)			
	・ 居宅介護支援専門員連絡会等でケアマネジャーに給付費通知の内容・発送について周知し、受給者から質問があった場合は説明をしてもらえるよう依頼する。 ・ 受給者から利用状況と相違する請求等の情報が確認された場合、担当ケアマネジャーやサービス提供事業者に確認し、過誤調整を行う。						
	業務分担 状況	データの抽出、作成等		通知書の作成		通知書の発送	
		国保連に委託		自市で実施		自市で実施	

(3) 目標と実績

① 通知の発送

年間発送回数		発送月
目標	実績(年間)	
2	2	9・3月

② 通知の内容、方法等の工夫

・ 6か月間に利用した介護保険サービス事業所・サービス種類・サービス費合計額および自己負担額を通知。 ・ 3月通知文は前年7～12月分、9月通知文は1～6月分の介護給付費内訳を通知。
--

③ 給付費通知に関する受給者等からの問合せ

件数(年間)	主な内容	受給者およびその家族から、給付費通知の見方についての問い合わせがほとんどである。
不明		

(4) 評価指標

介護給付適正化システム 一次加工情報「適正化等による申立件数・効果額(総括表)」[R5.10月～R6.9月サービス提供分の合計]

給付費通知による過誤申立件数及び金額

件数	金額
0	0円

(5) 検証と 自己評価	・ 通知の頻度については適切であったと考えている。 ・ 介護給付費通知発送および広報に伴う反響(電話問い合わせ件数等) →問い合わせは複数件あり、丁寧な説明を心掛けている。 ・ 介護保険サービスにどれだけの費用がかかっているか認識してもらうきっかけづくりにはなっている。
--------------------	---

(6) 今後の進 め方・課題	令和7年度以降は実施しない。
----------------------	----------------